

農業委員の選出方法が変わりました

改正された「農業委員会等に関する法律」が平成28年4月1日から施行されました。

法律の改正により、農業委員の選出方法が、これまでの公職選挙法に基づく選出方法（公選制）から町長が議会の同意を得て任命する方法（任命制）に変わりました。

農業委員の任命については、あらかじめ地域の農業者や農業者が組織する団体等から推薦していただくと同時に、広く一般から募集することとなり、その結果により町長が任命する仕組みになりました。

農業委員の定数

11人

推薦・応募について

- 地区・全域からの推薦
 - ・農業者等3人が連名し、代表者が文書で推薦します
- 団体からの推薦
 - ・農業者の組織する団体等の代表者が文書で推薦します
- 一般応募
 - ・個人が文書で応募します

推薦・応募の資格

- 月形町に住所を有する方を基本に、町外に住所を有する方も妨げません
- 月形町が設置する他の付属機関の委員でない方
 - ・監査委員、固定資産評価審査委員、公平委員、教育委員の方は、兼職できません
- 月形町の職員でない方

推薦・応募の期間

平成29年2月頃を予定しています

選任方法

農業委員の推薦・応募が終了した後、推薦・応募の理由、年齢、性別、地域等を考慮し、月形町農業委員候補者評価委員会において評価を行い、その評価の結果を町長へ報告して、農業委員候補者を決定後、議会の同意を得て任命します。

その他

法律により農業委員の構成については、利害関係のない方を1人以上選任するとともに、認定農業者が定数の過半数であることが条件となっています。

具体的な農業委員の推薦・募集につきましては、募集の前にあらためてお知らせいたします。

問合せ先

〒061-0592 樺戸郡月形町1219番地 月形町農業委員会事務局

☎0126・53・2324（農業委員会直通） F A X：0126・53・3190（農業委員会直通）

Eメール：nogyoinkai@town.tsukigata.hokkaido.jp